

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社「(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和7年5月2日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社から届出のあった「(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、同社に対し、その旨を通知した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：広島県三次市糸井地区
原動力の種類：太陽電池
出 力：最大90,000kW 程度（交流）
135,000kW 程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 6年 6月14日
環境大臣意見受理	令和 6年 8月30日
経済産業大臣意見発出	令和 6年 9月 6日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 6年11月19日
住民意見の概要等受理	令和 7年 1月31日
広島県知事意見受理	令和 7年 4月11日
経済産業大臣通知発出	令和 7年 5月 2日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、山崎
電話：03-3501-1742（直通）